

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月11日
【会社名】	日本アジア投資株式会社
【英訳名】	Japan Asia Investment Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 細窪 政
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,358,523円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 666,624,623円 (注) 行使価額の修正又は調整に伴い、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に 際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少 する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本アジア投資株式会社西日本オフィス (大阪府大阪市北区大深町3番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	16,877個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	3,358,523円
発行価格	新株予約権1個当たり199円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年12月28日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジア投資株式会社 管理グループ 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
割当日	平成27年12月29日(火)
払込期日	平成27年12月29日(火)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店

(注) 1. 日本アジア投資株式会社2015年12月新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」といいます。)については、平成27年12月11日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,687,700株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 行使価額は、当初当社普通株式1株当たり393円とする。行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 払込期日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、行使価額は修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり275.1円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 交付株式数の上限 1,687,700株(発行済株式総数に対する割合は11.7%)</p>
--------------------------	--

	<p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 464,286,270円（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,687,700株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初393円とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。</p> <p>2. 行使価額の修正 平成28年1月4日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は275.1円とし、本欄第3項の規定を準用して調整される。本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の取得と引換えに行う当社普通株式の交付を除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本新株予約権の各行使請求の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>666,624,623円</p> <p>(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成28年1月4日から平成29年12月28日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり199円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり199円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、平成29年12月28日に、本新株予約権1個当たり199円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 当社の現状

当社は、日本とアジアに跨る総合的投資会社としてベンチャーキャピタル業務を中心としたプライベートエクイティ投資を行っております。更に、近年においては安定した収益が期待できるメガソーラー投資事業についても拡大を図っております。プライベートエクイティ投資につきましては、平成20年9月に発生したリーマンショックに端を発する世界的な金融危機をきっかけに、世界的な景気の冷え込みによる株式市況の低迷と急速な円高の進行、加えて、新規株式上場(IPO)の大幅な減少など、当社を取り巻く事業環境が急激に悪化しました。その影響によって、当社では、平成21年3月期以降、恒常的な赤字体質が続いております。

平成20年3月期以前においては、IPOの件数が堅調に推移していたこともあり、国内をはじめとしてアジア及び米国でのベンチャーキャピタル業務におけるキャピタルゲインによる収益が拡大し、平成19年3月期には連結経常利益12,263百万円を計上し、当社設立以来の最高益を更新しました。このような状況から、投資資産についても積極的に積み上げを行い、平成20年3月期の連結会計年度末における投資残高は、自己勘定と運営ファンド等からの出資の合計で89,497百万円に達しました。一方で、これらの投資資産の積み上げは、自己資本に加えて、金融機関からの借入金や私募債発行による調達資金により行ってきたため、平成21年3月期の連結会計年度末における借入金及び私募債の合計額は、約60社の金融機関からの調達により40,833百万円に達しました。そのような状況で、平成20年8月に発生した当社最大の投融資先のりんかい日産建設株式会社の破綻と平成20年9月に発生したリーマンショックの影響による投資資産価値の大幅な毀損により、平成21年3月期の業績は、多額の営業投資有価証券評価損の計上と投資損失引当金の繰入によって、34,899百万円の連結当期純損失を計上するに至りました。また、資金繰りの面では、金融機関からの借入に依存した財務体質が大きな負担となり、平成21年3月には事業再生ADR手続を利用し、約60社の取引金融機関に対し、返済スケジュールの変更を要請するに至りました。当社は、事業再生ADR手続に基づく借入返済の期限である平成24年4月末までに、事業再生計画に基づき14,179百万円の借入金の返済を行い、残債務については全ての取引金融機関の同意による返済計画の見直しと返済期限の延長を行いながら、平成27年10月末までに更に7,898百万円の返済を実施しました。また、平成26年12月5日には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して2014年12月新株予約権(第三者割当)(以下「前回新株予約権(第三者割当)」といいます。)の割当を行い、平成27年8月14日には、同新株予約権の行使が全て完了しました。前回新株予約権(第三者割当)により調達した資金の累計額は1,520百万円となり、当社の喫緊の課題であった自己資本の増強を実現し、メガソーラープロジェクトへの事業資金の調達をすることができました。この調達資金を充当したプロジェクト4件は予定通り開発が進捗しており、岩手県一関市金沢及び熊本県球磨郡のプロジェクトについては年内に完工する予定です。しかしながら、当社は依然として平成27年10月末現在の個別貸借対照表上17,745百万円の借入金残高を抱えており、当社の現在の財務状況の下では、現行の返済計画の期限である平成28年7月末までに借入金残高の全てを返済することは困難であることから、改めて全ての取引金融機関の同意を得て返済計画の見直しと返済期限の延長を行う必要があります。

(2) 当社の課題

当社は、上記(1)「当社の現状」に記載のとおり、過大債務の問題を抱えるとともに長期に亘る赤字体質によって自己資本についても大幅に減少していることから、自己資本の充実を図りつつ債務の削減を図っていくことが引き続き大きな課題となっています。

また、利益面においては、下記(3)「再生に向けたこれまでの取り組み」にも記載しておりますが、これまでに安定した黒字化を実現すべく大幅なコスト削減を行ってきたものの、ファンド運営業務から得られる管理運営報酬などの安定収益によってコストを賄うことができず、依然としてキャピタルゲインに依存した不安定な収益構造となっております。当社では、平成21年4月以降においても、平成27年10月末までに合計14本、総額276億円のファンドの設立や増額をしていますが、いずれのファンドも規模が小さく、それ以前に組成したファンドの満期到来による運用資産の減少をカバーすることができず、管理運営報酬も減少の一途をたどっています。また、新規に組成したファンドについては、当社自身によるファンド出資の割合が大きく、また、一部にはファンドへの関与度合いが低いことで管理運営報酬が僅かとなっているものも含まれています。これらは、出資者を集められないために管理運営者として多額の出資をしなければならない場合や、当社単独では出資者が集まらないために他社との合併という形をとり、合併相手の主導によってファンドを組成せざるを得ない場合が多い等、当社のファンド組成能力の低さによるものです。ファンドの組成が順調に進まない結果、当社には、現在国内において十分な投資余力のあるファンドが存在せず、国内での投資活動は、専らファンド出資者の募集を目的としたショーケースとなる投資を行うために当社の資金のみで作ったファンドから行っています。当社の財務状況の下では、そのようなファンドからの投資には制約があり、管理運営報酬にもつながらないことから、新規投資を活発に行うためには、早期に大型ファンドを組成することが喫緊の課題となっています。当社が安定した黒字化を実現するには、ファンド組成能力の向上及びファンドの管理運営報酬以外の安定収益の確保が不可欠です。更に、昨今では事業会社系のベンチャーキャピタル(CVC)が続々と設立され、当社のような独立系のベンチャーキャピタルにとっては大きな脅威となっています。CVCは、一般に事業会社が本業との事業シナジーを求めて設立及び運営することが多く、大きな資金力と投資後の強固な事業支援体制を武器に大きな広がりを見せています。このようなCVCとの差別化を図るため、当社としては、永年の経験により蓄積された上場支援に加え、広いネットワークを活用した海外展開支援や営業支援が重要であると考えています。

(3) 再生に向けたこれまでの取り組み

当社は、事業再生ADR以降、本社移転、拠点閉鎖、不採算子会社の売却や、人員削減など、大幅なリストラクチャリングによって固定費の削減を行ってまいりました。具体的には、国内拠点を7拠点から2拠点に集約し、海外拠点については、米国及び東南アジアの各拠点を閉鎖又は休眠化し、現状では日本と中国に集約しています。また、不採算子会社の整理についても積極的に進めるとともに、過去4回にわたって実施した希望退職者の募集により、平成20年12月末には272名であった連結従業員数は、平成27年9月末には44名にまで縮小されました。これら固定費の削減に加えて、不採算であった融資事業や事業再生投資などの分野から撤退するなど事業戦略の見直しも行ってまいりました。

さらに、当社は、安定した黒字化を実現するため、安定収益の拡大策としてメガソーラー事業によるインカムゲインの獲得と、プライベートエクイティ投資における大型ファンドの設立による管理運営報酬の拡大を目指してきました。

まず、メガソーラー事業については、複数のパートナー企業と連携することによって、順調に開発が進み、平成27年10月末時点で、既に2箇所のメガソーラー発電所が売電を開始し、企画中のものを含めると18箇所、合計85.9メガワットのプロジェクトが進行しており、3年後には合計100メガワットのメガソーラープロジェクトを完成することを目指して業務の推進を行っております。メガソーラープロジェクトは案件ごとに採算性が大きく異なりますが、合計100メガワットに到達する時点で年間合計550百万円程度の利益を目指しており、当社の販売管理費の3分の1以上をメガソーラー事業からの安定収益で賄うことを目標としています。また、これらの自社による長期保有のみならず、収益機会の多様化を図るべく、メガソーラープロジェクトを対象としたエネルギーファンドの組成にも取り組んでいく方針です。

他方、プライベートエクイティ投資については、日本と中国を重点投資地域とし、新規ファンドの組成に取り組んでまいりましたが、上記(2)「当社の課題」にも記載のとおり、これまでのところ管理運営報酬の増加は実現できておりません。既存ファンドは、今期及び来期と更に複数のファンドが満期を迎える予定となっており、新規のファンドを組成できなければ管理運営報酬は減少する一方となりかねません。このような状況から脱却するためには大型ファンドの組成が不可欠ですが、脆弱な財務体質と収益力に加え、投資会社として最も重要なファンドのパフォーマンスとトラックレコードが大きく崩れてしまった当社の現状では、大型ファンドを独力で募集し運営することは難しく、ファンド募集力と案件発掘力に長けたパートナー企業と対等な立場で連携することが必要です。

(4) First Eastern (Holdings) Limitedとの資本業務提携

当社は、安定的な黒字化に向けた事業の再生に取り組む中で、平成25年4月にファイナンシャル・アドバイザーを起用のうえ、戦略的パートナーを広く募集し、候補先となる複数の企業との交渉を重ねました。しかしながら、特に債権者である金融機関に対して大きな負担を強いる条件や、既存株主の皆様様に経済的に大きな影響を与える条件を提示され、実現可能性の面で大きな課題が残されたため、戦略的パートナーの募集は一旦断念し、改めて自力再建に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、上記(3)「再生に向けたこれまでの取り組み」に記載の取り組みによってメガソーラー事業においては一定の成果が上がりつつあるものの、プライベートエクイティ投資においては依然として大型ファンド組成の目途が立っておらず、当社を取り巻く事業環境の変化から他社との差別化を図る必要性が益々高まった現状において、当社は何としても信頼できる戦略的パートナーと提携し、協業を進めていかなければならないと考えるに至りました。そこで、今般、First Eastern (Holdings) Limited(以下「F E社」といいます。)との間で資本業務提携契約を締結したうえでF E社のグループ会社であるFirst Eastern Asia Holdings Limited(以下「C B割当予定先」といいます。)に対して取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。)の第三者割当を行い、広く協業を進めていくことにしました(以下「本資本業務提携」といいます。)。本新株予約権付社債の概要につきましては、第2(2)「新株予約権付社債の発行について」をご覧ください。なお、本新株予約権付社債の払込みは、C B割当予定先が保有する当社に対する貸付金債権(以下「C B出資対象債権」といいます。)をデット・デット・スワップ(以下「D D S」といいます。)の方法により本新株予約権付社債に交換することにより行われるため、現金による払込みはありません。

(5) 本資本業務提携及び資金調達の主な目的

当社とF E社による本資本業務提携に伴う本新株予約権付社債の発行においては、上記(4)「First Eastern (Holdings) Limitedとの資本業務提携」に記載のとおり、C B出資対象債権と本新株予約権付社債を交換するD D Sの方法により行うため、現金による払込みはありません。しかしながら、本資本業務提携の目的としている各事業を早期に実現していくためには、少しでも多く資本を増強するとともに、現金の払込みを伴う資金調達を実施する必要があります。

本資本業務提携は、当社の課題である大型ファンドの組成を目的の一つとしております。一般的に、ファンドの管理運営者については、ファンドのパフォーマンスに対して責任を持つという意味でファンドへの出資が求められます。また、投資事業有限責任組合に関する法律においても、管理運営者である無限責任組合員による出資が必須とされています。当社としては、大型ファンドの組成にあたっては、できる限りファンドの管理運営者としての出資比率は小さく抑えたいと考えておりますが、それでもファンドサイズが大きくなれば出資に必要な金額は相応に大きくなるため、本資本業務提携にあたっては何らかの手段により資金調達を行う必要があります。

そこで当社は、他の資金調達手段について検討をしましたが、金融機関からの新たな借入については、既存の借入金金融機関からのリスケジュールを受けている現状から新規での借入は困難であり、また財務体質の改善を図るためにも資本性の資金を調達することが有益であると考えました。そこで、公募増資についても検討しましたが、当社の業績状況や財務状態を考慮すると、公募増資を行うことは現実的ではないと判断しました。そこで、平成26年12月にパークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先とする前回新株予約権(第三者割当)の発行によりメガソーラー事業の推進に必要な事業資金の一部について調達を行った経緯から、割当予定先の代理人であったパークレイズ証券株式会社の担当者と本件についての協議を重ね、今回についても同様の方法により資金調達を行うこととしたものです。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、上記「新株予約権の行使期間」欄記載のとおり、本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」といいます。)を平成28年1月4日から平成29年12月28日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は1,687,700株です。

- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記及びに記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の第三者割当契約の規定により当社が行使指示又は停止指示を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づけ、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初393円(発行決議日の直前取引日の東証終値)ですが、平成28年1月4日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、行使価額の下限は275.1円(発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準)です。
- ・行使期間は、平成28年1月4日から平成29年12月28日までです。
当社による行使指示
- ・当社は、平成28年1月4日から平成29年12月28日までのいずれかの日において、当社の判断により、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指示することができます(以下「行使指示」といいます。)
- ・行使指示に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - () 行使指示を行った日(以下「行使指示日」といいます。)の東証終値が下限行使価額の115%に相当する金額以上であること
 - () 前回は行使指示を行った日から20取引日以上が経過していること
 - () 当社が、未公表の重要事実を保有していないこと
 - () 行使指示日の東証終値が直前取引日の東証終値よりも10%以上下落していないこと
- ・当社が行使指示を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指示日の翌取引日から20取引日(以下「行使指示期間」といいます。)以内に、指示された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・行使指示後、当該行使指示に係る行使指示期間中に、当社株式の株価(気配値を含みます。)が下限行使価額の115%を下回った場合には、割当予定先は、当該行使指示に基づき本新株予約権を行使する義務を免れます。
- ・一度に行使指示可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指示日の直前取引日までの5取引日、20取引日又は60取引日における当社株式の1日当たり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数を超えないようにする必要があります。
- ・当社は、行使指示を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。
当社による行使停止
- ・当社は、行使期間中のいずれかの日において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定(以下「停止指示」といいます。)することができます(但し、上記の行使指示を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指示を行うことはできません。)。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・当社は、停止指示を行う際、又は一旦行った停止指示を取り消す際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示いたします。
当社による本新株予約権の取得
当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
割当予定先による本新株予約権の取得の請求
割当予定先は、本新株予約権の発行後、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得します。

(2) 資金調達方法を選択した理由

本新株予約権の主な特徴

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

- ・過度な希薄化の抑制が可能なこと
 - () 本新株予約権の潜在株式数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の潜在株式数との合計が3,535,045株(発行決議日現在の発行済株式総数14,349,347株の24.6%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
 - () 本新株予約権者がある裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示を行うことができます。
- ・株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。

- () 上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
- () 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- () 下限行使価額が275.1円に設定されていること
- () 行使指示を行う際には、東証終値が317円(下限行使価額の115%の水準)以上である必要があり、また、上記(1)「当社による行使指示」に記載のとおり、一度に行使指示可能な数量の上限は行使指示日の直前の一定期間の出来高を基礎として定められることとなっており、行使がなされる株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

・資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がございますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ・本新株予約権の下限行使価額は275.1円に設定されており、株価水準によっては新株予約権が行使されず、資金調達ができない可能性があります。
- ・株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ・当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴
- ・上記第1 1(2)注1.(2)「当社の課題」に記載のとおり、当社は、自己資本の充実を図りつつ過大債務の削減を行うことを課題としており、資本金の調達により財務基盤の強化を図ることが当社の利益に資すること、また当社の財政状態に鑑み新規の借入れを行うことは極めて困難であることから、借入金ではなくエクイティ・ファイナンスによる調達を検討いたしました。
- ・公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で、実際の調達金額が予定される金額を下回る可能性はあるものの、上記の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

8. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付するものとします。

9. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
666,624,623	10,000,000	656,624,623

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額である3,358,523円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額である663,266,100円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
ファンドへの出資金	656,624,623	平成28年6月～平成33年5月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. ファンドへの出資金が本新株予約権の行使による調達額を超える部分については、手元資金より拠出する計画です。また、本新株予約権の行使状況や行使価額によっては、本新株予約権の行使による調達額がファンドへの出資金を想定以上に下回る可能性もありますが、その場合においてはファンドの規模を縮小させるか、又は他の投資計画の見直しや、既存投資資産の回収時期の前倒し等の対応を行う必要があり、それによって事業計画が下振れする可能性があります。
3. 設立予定のファンドの期間は10年間で予定しており、そのうち当初5年間で投資組入期間とする予定であり、支出予定時期については組入期間に合わせて上記の期間としています。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記第1 1(2)注1. 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」及び上記注2. 及び3. に記載のとおり、今回調達する資金は本資本業務提携に伴う事業資金に充てる予定です。

特に、上記第1 1(2)注1. (2)「当社の課題」に記載のとおり、当社は日本における大型ファンドの組成を実現したいと考えております。特にFE社との本資本業務提携における協議事項となっている日本における成長企業への投資を行う大型ファンドを早期に組成し投資活動を始めたいと考えており、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金については、そのようなファンド組成における無限責任組員等としての出資資金に充当したいと考えております。

具体的には、FE社が有するグローバルなネットワークを活用することで、海外進出による事業拡大やインバウンド需要の取り込み等による成長が期待できる企業への投資を行うファンドの組成を考えております。当該ファンドでは、投資対象とする企業の業種は限定せず、パイアウト投資を中心として、再生投資からベンチャー投資まで幅広い領域を取り扱うことを想定しており、現時点での投資候補先としては、インバウンド需要を取り込むことによって事業拡大が期待できるリゾートホテル運営会社や日本への外国人旅行者をターゲットとした旅行会社、また、海外進出や事業再編ニーズのある精密部品メーカー等を検討しております。これらの投資については、1件あたり数億円から数十億円の資金が必要となるため、当社としては、まず100億円から200億円規模のファンドを設立したいと考えております。ファンドの設立にあたり、無限責任組員等としての出資割合はファンドの規模に対して5%から10%程度を想定しており、最大で20億円程度の出資金が必要となります。本新株予約権の行使による調達資金は、上記のファンドの設立にあたって当社が出資する資金の一部に充当する計画です。

また、ファンドの設立時期については、本資本業務提携開始後6か月を目途に設立したいと考えています。但し、ファンドへの出資金の拠出は一度に全額行われる訳ではなく、設立段階では総額の2割から3割程度を拠出し、その後、投資の進捗に合わせて段階的に拠出していくこととなりますので、支出予定時期としては5年程度を見込んでおります。

F E社とは、既にいくつかの候補案件について具体的な協議を行っており、一部の案件については現地の視察も行ったうえで、投資のスキームの検討やF E社の既存投資先企業とのシナジー効果によるバリューアップの可能性について検討を行っています。このような状況から、当社としては早期にファンドを組成し、F E社との協業によってインバウンド需要や海外進出ニーズを取り込んだ投資の積み上げを早期に行っていきたいと考えております。

当社では、このようなF E社との協業によりグローバルなネットワークを活用した成長支援を行うことで、業種を問わない海外進出による成長が期待できる企業への投資を強みとすることが可能となり、これによって、CVCを含めた他社との差別化を図るとともに、安定収益の拡大に繋げることができると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(1) ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の割当日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行(株式分割を含みます。)、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引(差金決済若しくは現物決済のいずれをも含みます。)その他の取引を行うこと、当社の指示により行為する法人若しくは個人に若しくはに定める行為を行わせること、又は、若しくはに記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表することを行わない旨合意しております。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいますが、当社並びに当社の子会社及び関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。)の取締役その他の役員及び使用人に対して発行される新株予約権(但し、各事業年度において、その目的である株式数が一定数を上回らない範囲とします。)並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、並びに取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換又は取得により発行又は処分されるものを除きます。

(2) 新株予約権付社債の発行について

当社は、上記第1 1(2)注1.(4)「First Eastern (Holdings) Limitedとの資本業務提携」に記載のとおり、本資本業務提携の一環として、平成27年12月11日開催の取締役会において、第三者割当の方法による取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）の発行を決議しております。本新株予約権付社債の発行の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当社が平成27年12月11日に提出した本新株予約権付社債に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 払込期日	平成27年12月29日
(2) 新株予約権の総数	1個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の発行価額は8億3,500万円 (額面100円につき金100円) 本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行価額は無償 但し、本新株予約権付社債の払込みは、金銭による払込みに代えて、C B出資対象債権の給付により行われます。なお、C B出資対象債権の借入残高合計額(835,312,451円)うち、8億3,500万円を超える部分は放棄される予定です。
(4) 当該発行による潜在株式数	当社普通株式1,847,345株
(5) 資金調達額	本新株予約権付社債の払込みは、C B出資対象債権をD D Sの方法により本新株予約権付社債に交換することにより行われるため、現金による払込みはありません。
(6) 転換価額	452円
(7) 取得条項	1. 当社は、平成28年7月29日に、残存する本新株予約権付社債の全部を交付財産(本欄第2項に定義する。)と引換えに取得する。 2. 「交付財産」とは、本社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数の当社普通株式とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 3. 本欄第1項により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第18条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 4. 当社は、本欄第1項による本新株予約権付社債の取得に係る本社債権者に対し、当該本社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。 5. 当社は、本欄各項により本新株予約権付社債を取得した場合は、当該本新株予約権付社債に係る本社債の全部を取得と同時に消却しなければならない。
(8) 募集又は割当方法 (C B割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 First Eastern Asia Holdings Limited 8億3,500万円
(9) 償還期限	平成28年7月31日
(10) 償還金額	額面100円につき金100円
(11) 利率	本社債については利息を付さない。
(12) その他	前記各項については、本新株予約権付社債に関する金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力の発生を条件とします。

本新株予約権付社債は、償還期限到来前に取得条項が発動されるため、現金による償還は予定されておらず、当社普通株式に強制的に転換されます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

(1) 名称	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
(2) 本店所在地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
(3) 直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成27年5月29日 (2014年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)) 訂正有価証券報告書 平成27年8月13日 (2014年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)) 半期報告書 平成27年9月30日 (2015年度中(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日))

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、平成26年12月に、本新株予約権と同様のスキームで資金調達を行いました。上記第1 1(2)注1.(5)「本資本業務提携及び資金調達の主な目的」に記載のとおり、本資本業務提携に伴う事業資金の調達方法についてパークレイズ証券株式会社の担当者と検討を重ねた結果、前回と同様のスキームにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当予定先として資金調達を行うことが合理的であると判断しました。

本新株予約権の割当では、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券株式会社のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数1,687,700株

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。

また、当社役員と割当予定先の代理人であるパークレイズ証券株式会社の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間での売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。なお、平成26年12月5日付で発行した前回新株予約権（第三者割当）につきましては、平成27年8月14日付で全ての行使が完了しておりますが、行使が完了するまでの期間において、過度な株価急落といった状況は見られず、市場への影響を留意の上で売却が行われたものと当社は考えております。

さらに、当社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成27年6月期の貸借対照表から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)により承認され、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構の監督及び規制を受けております(登録番号はNo.1026167)。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されておりませんが、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約において、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する際には当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提(行使期間中に行使指示の要件を満たした場合には必ず当社が行使指示を実施し、以降本新株予約権が残存する限り当社が行使期間中に行使指示を繰り返し、停止指示を行わないこと、当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないこと、及び割当予定先からの本新株予約権の取得の請求が行われないことを含みます。)を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、この評価の結果を踏まえて、本新株予約権1個の払込金額を当該機関の算定結果と同額である金199円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成27年12月10日)の東証終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である275.1円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6か月間の東証終値の平均値(504円)及び発行決議日直前取引日の東証終値(393円)と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査等委員会も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使による新規発行株式数は1,687,700株であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数14,349,347株に対する希薄化率は11.7%です。また、本新株予約権付社債の転換による新規発行株式数は1,847,345株であり、本新株予約権の発行と合わせ、一連のエクイティ・ファイナンスにより新たに発行される潜在株式の数は3,535,045株、発行決議日現在の当社の発行済株式総数14,349,347株に対して24.6%の希薄化が生じるものと認識しております。

当社は、上記第1 1(2)注1.(4)「First Eastern (Holdings) Limitedとの資本業務提携」に記載のとおり、恒常的な赤字体質からの脱却に向けて抜本的な対応策を図るべく、平成25年4月にはファイナンシャル・アドバイザーを起用のうえ戦略的パートナーを広く募集しましたが、条件面で折り合わず、合意に至りませんでした。

そして、その後もパートナーを探し、検討を重ねてまいりましたが、現状に至るまで、協業関係を成立させることはできませんでした。脆弱な財務体質と収益力に加え、最も重要なファンドのパフォーマンスとトラックレコードが大きく崩れてしまった当社の現状では、今回のF E社との本資本業務提携が、プライベートエクイティ投資業務の再建による当社の赤字体質からの脱却のために現時点で考えられる唯一の手段であると考えております。そして、本資本業務提携によって、赤字体質からの脱却と財務体質の改善を図るとともに企業価値の向上が期待でき、ひいては株主の皆様利益にも資するものと考えております。

しかしながら、上記第1 1(2)注1.(4)「First Eastern (Holdings) Limitedとの資本業務提携」に記載のとおり、本資本業務提携に伴う本新株予約権付社債の発行は、C B出資対象債権を本新株予約権付社債に交換するD D Sの方法により行うため、現金による払込みはありません。

そこで、当社は、本資本業務提携に伴う事業資金を調達する方法を検討しました。しかし上記第1 1(2)注1.(5)「本資本業務提携及び資金調達の主な目的」に記載のとおり、金融機関からの新たな借入については、既存の借入金金融機関からのリスケジュールを受けている現状から新規での借入は困難であり、また財務体質の改善を図るためにも資本金の資金を調達することが有益であると考えました。そこで、公募増資についても検討しましたが、当社の業績状況や財務状態を考慮すると、公募増資を行うことは現実的ではないと判断しました。そこで、平成26年12月にパークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先とする前回新株予約権(第三者割当)の発行によりメガソーラー事業の推進に必要な事業資金の一部について調達を行った経緯から、割当予定先の代理人であったパークレイズ証券株式会社の担当者と本件についての協議を重ね、今回についても同様の方法により資金調達を行うこととしたものです。なお、本新株予約権の行使による手取金は、上記第1 2(2)「手取金の使途」記載のとおり、F E社との協業に伴い組成する予定のファンドの無限責任組合員等としての出資資金に充当する予定です。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数1,687,700株に対し、それぞれ、当社株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高(株式併合調整後)は133,692株、過去3か月間における1日当たり平均出来高(株式併合調整後)は141,100株、過去1か月間における1日当たり平均出来高は72,748株であり、一定の流動性があること、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと、当社が、当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができること、及び行使指示には一定の条件が付されており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮された設計となっていることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換によりにより新たに発行される予定の当社普通株式の発行数量並びに希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BARCLAYS BANK PLC A/C RE EQUITIES (常任代理人 パークレイズ証 券株式会社)	1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom (東京都港区六本木6-10-1)	-	-	1,687.7	10.66%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1-6-1	337.3	2.38%	337.3	2.13%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	323.2	2.28%	323.2	2.04%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	8 MARINA VIEW, 43-01 ASIA SQUARE TOWER 1, SINGAPORE 018960 (東京都千代田区丸の内2-7- 1 決済事業部)	300.0	2.12%	300.0	1.89%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	264.2	1.86%	264.2	1.66%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	180.0	1.27%	180.0	1.13%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	170.7	1.20%	170.7	1.07%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1-8-11	157.1	1.11%	157.1	0.99%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	156.4	1.10%	156.4	0.98%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	137.6	0.97%	137.6	0.86%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	124.6	0.88%	124.6	0.78%
計	-	2,151.1	15.21%	3,838.8	24.25%

(注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 当社の自己株式(204,849株)は上記表に含めておりません。

4. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

5. 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しましたので、上記は株式併合後の株式数に調整した数を記載しております。

(参考) 本新株予約権付社債が全て転換された後の大株主の状況

本新株予約権の行使による新規発行株式数に、別途平成27年12月11日開催の取締役会決議により発行される予定の本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式の総数を加えたものは、次のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
First Eastern Asia Holdings Limited	3rd & 4th Floors, Henley Building, 5 Queen's Road, Central, Hong Kong	-	-	1,847.3	10.45%
BARCLAYS BANK PLC A/C RE EQUITIES (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom (東京都港区六本木6-10-1)	-	-	1,687.7	9.54%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	337.3	2.38%	337.3	1.90%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	323.2	2.28%	323.2	1.82%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	8 MARINA VIEW, 43-01 ASIA SQUARE TOWER 1, SINGAPORE 018960 (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	300.0	2.12%	300.0	1.69%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	264.2	1.86%	264.2	1.49%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	180.0	1.27%	180.0	1.01%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	170.7	1.20%	170.7	0.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1-8-11	157.1	1.11%	157.1	0.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	156.4	1.10%	156.4	0.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	137.6	0.97%	137.6	0.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	124.6	0.88%	124.6	0.70%
計	-	2,151.1	15.21%	5,686.1	32.16%

(注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 当社の自己株式(204,849株)は上記表に含めておりません。

4. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

5. 平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により、平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しましたので、上記は株式併合後の株式数に調整した数を記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第35期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
平成27年11月12日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を平成27年11月20日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（1の有価証券報告書の訂正報告書）
平成27年7月10日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年12月11日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本アジア投資株式会社

(東京都千代田区神田錦町三丁目11番地)

日本アジア投資株式会社西日本オフィス

(大阪府大阪市北区大深町3番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。